



「水防法等の一部を改正する法律」の施行により、『土砂災害防止法』が改正され、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について避難確保計画の作成が義務付けられました。立山砂防事務所においても、施設・市町村・県と連携し、地域防災について取り組んでいます。今回は、立山町内の要配慮者利用施設の管理者と関係機関が集まり、避難確保計画の作成に向けて、意見交換を行いました。

『土砂災害に対する避難確保計画に関する合同説明会』

- 日 時：平成31年2月8日（金）13：00～15：00
- 会 場：立山町元気交流ステーションみらいぶ2階会議室
- 参加者：立山町内の要配慮者利用施設3施設の管理者
立山砂防事務所、立山町、富山県

～ 内 容 ～

開 会

開会のあいさつ（立山砂防事務所）

1. 富山県砂防課からのお知らせ（富山県）
2. 避難確保計画（案）の構成・内容について
3. 各施設の避難確保計画（素案）に関する意見交換
4. 避難確保計画（案）に関する意見交換

閉 会

土砂災害や避難
についての熱心
な意見交換

施設に分かれての意見交換



施設からの質
問に答える町
の担当者



話し合った感想や気付いた事の発表



- ・土砂災害防止法警戒区域や避難確保計画についてよく知ることができた。
- ・避難場所や避難誘導について、関係機関等と連絡を取り合って検討していきたい。



開会挨拶

高橋 調査課長
(立山砂防事務所)



富山県砂防課からのお知らせ

粟林 主任
(富山県砂防課)



避難確保計画（案）の説明

酒谷 上席研究員
(砂防フロンティア整備推進機構)